

令和7年3月24日

一宮市水道事業等専決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市水道事業等管理者

多 和 田 雅 也

一宮市上下水道部管理規程第3号

一宮市水道事業等専決規程の一部を改正する規程

一宮市水道事業等専決規程(昭和52年一宮市水道部管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第1(第9条関係)	別表第1(第9条関係)
1 部長専決事項	1 部長専決事項
(1) 所属次長の <u>日帰り出張命令及び宿泊を要する県内(一宮市職員旅費額条例(昭和23年一宮市条例第65号)別表第2に規定する県外及び鉄道100キロメートル未満の県外を含む。以下同じ。)</u> 出張命令及び課長の出張命令	(1) 所属次長の_____出張命令_____ _____ _____ _____
(2)～(6) 略	(2)～(6) 略
2 次長専決事項	2 次長専決事項
(1) 所属専任課長の <u>宿泊を要する県外(一宮市職員旅費額条例別表第2に規定する県外及び鉄道100キロメートル未満の県外を除く。)</u> 出張命令	(1) 所属課長の_____ _____ _____出張命令
(2)・(3) 略	(2)・(3) 略
3 各課長共通専決事項	3 各課長共通専決事項
(1) 所属専任課長_____の <u>日帰り出張命令及び宿泊を要する県内出張命令並びに課長補佐以下の職員の出張命令</u>	(1) 所属専任課長 <u>以下</u> の_____出張命令_____ _____
(2) 所属専任課長_____の <u>休暇の付与並びに所属職員の時間外及び休日勤務命令</u>	(2) 所属専任課長 <u>以下</u> の <u>休暇の付与並びに</u> _____時間外及び休日勤務命令
(3)～(5) 略	(3)～(5) 略
4～6 略	4～6 略
7 専任課長共通専決事項	7 削除
課長補佐以下の職員の <u>休暇の付与</u>	
別表第2(第9条関係)	別表第2(第9条関係)
【別記 参照】	【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

事務の種類	専決事項	部長	次長	課長	備考
略					
予定価格(測量 、 調査、設計、監 理等)	略				
略					
物品及び備品	300万円未満	略			
予定価格	300万円以上500万円未満				
	500万円以上1,000万円未満				

改正案

事務の種類	専決事項	部長	次長	課長	備考
略					
予定価格(工事に関する測量、調査、設計、監理等)	略				
略					
物品及び備品	300万円未満の決定	略			
予定価格	300万円以上500万円未満の決定				
	500万円以上1,000万円未満の決定				
予定価格(委託	300万円未満の決定			共通○	
(工事に関する	300万円以上500万円未満の決定		○		
測量、調査、設	500万円以上1,000万円未満の決定	○			
計、監理等を除く。))					

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。